

省エネ補助金と省電力補助金の比較表



| | | 省エネ（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）※予算115億円 | | | | | 省電力（電力需要の低減に資する設備投資支援事業）※予算91億円 | | |
|--------|--|--|--|---|---|-----------------------------------|--|---|---------------------------|
| | | Ⅰ.工場・事業所単位（投資回収年数5年以上） | | | (d) エネマネ事業 | Ⅱ.設備単位 (電気設備からガス設備へ更新など) | Ⅰ.工場・事業所単位（投資回収年数5年以上） | | Ⅱ.設備単位 (電気設備から電気設備へ更新) |
| | | (a) 一般事業 | (b) 大規模事業 | (c) 連携事業 | | | (a) 省電力設備導入事業 | (b) エネマネ事業 | |
| 申請要件 | 建物全体の全エネルギー使用量（原油換算量ベース）からの ①省エネ率5%以上 ②エネルギー消費原単位改善率5%以上 | 原油換算量ベースで、 500kL以上 の省エネ量を満たす事業 | 複数事業者の連携により、 (a) または(b)の要件をいずれかを満たす 事業 | エネマネ事業者と契約し 、事業所等で、「EMSの制御効果と省エネ診断等の運用改善効果」により原油換算ベースで、 省エネ率2%以上 を満たす事業 | 既存設備を一定以上の省エネ性能の高い設備に更新する事業 ①高効率空調 ②産業ヒートポンプ ③業務用給湯器④高性能ボイラ ⑤高効率コージェネレーション ⑥低炭素工業炉 ⑦冷凍冷蔵設備⑧産業用モーター | 省電力設備への更新等に ① 省エネ率10%以上 | (a)の事業に加え 、エネマネ事業者と契約し、事業所単位等で、「EMSの制御効果と省エネ診断等の運用改善効果」により電力使用量を 2%以上削減 する事業 | 既存設備を一定以上の省電力性能の高い設備に更新することで、 電力使用量を10%以上削減 する事業 ①高効率照明②高効率空調 ③産業ヒートポンプ ④業務用給湯器⑤高性能ボイラ ⑥低炭素工業炉 ⑦変圧器⑧冷凍冷蔵設備 ⑨産業用モーター | |
| 補助対象経費 | 設計費、設備費、工事費 | | | | 設備費のみ | 設計費、設備費、工事費 | | 設備費のみ | |
| 事業期間 | 最高5年間 | | | | 単年度 | 単年度 | | | |
| 申請代行 | 不可 | 不可 | 不可 | 必須 | 入札後設備業者で可 | 不可 | 必須 | 入札後設備業者にて可 | |
| 補助率 | 中小企業 | 1/3以内 (d)と同時申請で 1/2以内 | 1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内 | 1/2以内 (d)と同時申請でも補助率は同じ | 1/2以内 | 1/3以内 | 1/3以内 | 1/2以内 | |
| | 大企業（みなし大企業含む） | 1/4以内 (d)と同時申請で1/3以内 | 1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内 | | 1/3以内 | 対象外 (みなし大企業含む) | 1/4以内 | 1/3以内 | |
| 補助金限度額 | 【上限額】15億円/年度 【下限額】百万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は50億円 | 【上限額】20億円/年度 【下限額】百万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は60億円 | 【上限額】30億円/年度 【下限額】百万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は90億円 | 【上限額】15億円/年度 【下限額】百万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は50億円 | 【上限額】1事業当たり3,000万円 【下限額】1事業当たり30万円 | 【上限額】15億円/年度 【下限額】百万円/年度 | | 【上限額】1事業当たり3000万円 【下限額】1事業当たり30万円 | |

※複数年事業、連携事業、原単位改善事業の申請できる。（電気設備から電気設備の改善もOK）
 ※1500kL以上と中小企業以外の事業所は、省エネ法に基づく中長期計画等に記載されている事業のみが対象です。

※電気設備から電気設備の改善に限る。
 ※複数年事業、連携事業、原単位改善事業の申請できない。



工場の省エネルギー

平成31年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金【省エネ補助金】
(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)



設備の省エネルギー



工場の省電力

平成31年度

電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金【省電力補助金】



設備の省電力

工場・事業場単位と設備単位の両面から、
国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの
省エネルギー・省電力投資を支援します。

I. 工場・事業場単位での 省エネルギー・省電力設備導入事業

- ・業種や設備は限定していません。
- ・省エネルギー・省電力となる事業は申請可能です。「どのような省エネ設備に更新するか」、「省エネ取組を行うか」を検討の上、申請ください。
- ・省エネルギー・省電力の計算方法は、事業者の方が検討・決定してください。



II. 設備単位での 省エネルギー・省電力設備導入事業

- ・業種は限定していません。
- ・更新設備は設備区分の中から選択してください。
- ・補助事業ポータルへ入力いただければ、省エネルギー・省電力計算や申請書類の作成が簡単にできます。



申請パターン

| | 事業内容 | | 申請できる補助金 | |
|---|--------------------|--------------------|-------------|------------------------------------|
| | 既存設備の使用 エネルギー種別 | 導入設備の使用 エネルギー種別 | I. 工場・事業場単位 | II. 設備単位 |
| ① | 電気 | 電気 | 省電力補助金 ※1 | 省電力補助金 |
| ② | 電気 | 電気以外 | 省エネ補助金 | 省エネ補助金 |
| ③ | 電気以外 | 電気 | 省エネ補助金 | 省エネ補助金 |
| ④ | 電気以外 | 電気以外 | 省エネ補助金 | 省エネ補助金 |
| ⑤ | ①及び②～④のいずれかの複合 | | 省エネ補助金 | 原則として、①は省電力補助金、②～④は省エネ補助金に分けて申請 ※2 |

※1 ①であっても複数年度事業、原単位改善を行う事業、連携事業、年度まがぎ事業の場合は、省エネ補助金(I. 工場・事業場単位)で申請してください。
 ※2 例えば、同一事業場内で、ボイフ(LPG)と照明設備の更新を検討している場合は、ボイフ(LPG)は省エネ補助金で申請し、照明設備は省電力補助金へ申請を分けていただくことになります。

